

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【公表番号】特表2017-534370(P2017-534370A)

【公表日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-045

【出願番号】特願2017-519308(P2017-519308)

【国際特許分類】

A 6 1 B 10/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 10/02 3 0 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月25日(2018.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生検マーカーであつて、

第1表面を有する軸に沿って順に配列された第1形状部、第2形状部及び第3形状部を含み、

前記第1形状部の前記第1表面は、前記第2形状部の前記第1表面に対して選択された第1の角度を有し、

前記第2形状部の前記第1表面は、前記第3形状部の前記第1表面に対して選択された第2角度を有する生検マーカー。

【請求項2】

前記第2形状部は、前記第1表面を貫通して延長される貫通孔を有する請求項1に記載の生検マーカー。

【請求項3】

前記第1形状部及び前記第2形状部は、それぞれ前記第1表面を貫通して延長する貫通孔をそれぞれ具備する請求項2に記載の生検マーカー。

【請求項4】

前記第1形状部及び前記第3形状部の各々は、外部エッジに沿って切開部を具備する請求項2に記載の生検マーカー。

【請求項5】

前記第1形状部乃至第3形状部の各々は長方形の形状を有する請求項2に記載の生検マーカー。

【請求項6】

前記貫通孔は円形の断面を有する請求項2に記載の生検マーカー。

【請求項7】

前記選択された第1角度及び前記選択された第2角度はそれぞれ約30度である請求項1に記載の生検マーカー。

【請求項8】

前記第1形状部、第2形状部及び第3形状部を囲む生体吸収性物質をさらに含む請求項1に記載の生検マーカー。

【請求項9】

前記生体吸収性物質は圧縮されている請求項 8 に記載の生検マーカー。

【請求項 1 0】

前記第 1 形状部を前記第 2 形状部と連結する第 1 狹小部；及び

前記第 2 形状部を前記第 3 形状部と連結する第 2 狹小部をさらに含む請求項 1 に記載の生検マーカー。

【請求項 1 1】

平らな金属シートからマーカープランクをスタンピングするステップであって、前記マーカープランクは、

軸に沿って順に配列された第 1 形状部、第 2 形状部及び第 3 形状部を含み、それぞれの形状部は第 1 表面を有し；

前記第 1 形状部の前記第 1 表面が前記第 2 形状部の前記第 1 表面に対して選択された第 1 角度になるように前記軸を中心に前記第 1 形状部を捩じるステップ；及び

前記第 2 形状部の前記第 1 表面が前記第 3 形状部の前記第 1 表面に対して選択された第 2 角度になるように前記軸を中心に前記第 3 形状部を捩じるステップを含む生検マーカー製造方法。

【請求項 1 2】

前記生検マーカーを生体吸収性物質にカプセル化するステップ；及び

前記生検マーカーの周りで生体吸収性物質を圧縮するステップをさらに含む請求項 1 1 に記載の生検マーカー製造方法。

【請求項 1 3】

前記マーカープランクは、

前記第 1 形状部を前記第 2 形状部と連結する第 1 狹小部；及び

前記第 2 形状部を前記第 3 形状部と連結する第 2 狹小部をさらに含む請求項 1 1 に記載の生検マーカー製造方法。